

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第6回）

日 時：令和2年3月5日（木）10:00～

場 所：審議会室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

(1) 新たに確認された県内感染者について

資料1

(2) 各部の取組みについて

① 県内学校の臨時休校への対応等について

資料2

② 雇用調整助成金に係る国への追加要望について

資料3

③ その他

資料4

新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

【概要】

- (1) 年代・性別 40代・女性
- (2) 居住地 有明保健所管内(荒尾市、玉名市、玉名郡)
- (3) 職業 介護職(勤務先:有明保健所管内の高齢者介護施設)
- (4) 経緯
- 2月15日 大阪府を訪問
大阪市都島区のライブハウスで開催されたライブに参加。
ライブ終了後、友人4人(高知で感染が確認された女性・愛媛で感染が確認された女性・東京都2名(性別不明))と食事をとった。
- 2月16日 終日大阪市内に滞在(入浴施設等を訪れる)
夕刻同会場のライブに参加。
- 2月17日 帰宅
大阪→福岡間(新幹線)・福岡→菊水インター間(高速バス)・菊水インター→自宅間(自家用車・同乗者なし)
- 2月18日～29日 勤務先へ出勤(19日、22日、28日は休み)
- 3月1日 2月29日に高知県で感染が確認された友人(大阪市のライブ後に一緒に食事をとった友人)から新型コロナウイルスへの感染が判明したとの連絡を受け、本人から「帰国者・接触者相談センター(有明保健所)」に連絡あり。
最終接触から14日経過していたことに加え、症状がなかったため、本人と相談のうえ検査はせず、保健所にて経過観察をすることとした(3月1日以降は外出していない)。
- 3月4日 大阪府知事のツイッターを見た本人から、午前9時再度「帰国者・接触者相談センター」に連絡があった(同日付けで、愛媛県からも3月3日に感染が確認された友人と接触しているとの通知あり)。
そのため「帰国者・接触者外来」で検体を採取し、熊本県保健環境科学研究所で検査を実施。同日、検査陽性が確定。ただし、現時点で症状なし。
- 3月5日 県内の感染症指定医療機関に入院。
※ 海外渡航歴なし。

(5) その他

感染拡大防止に万全を期すため、本人の家族(3人)、勤務先の同僚(約25人)、入所者(約45人)の健康観察を実施(本人の同意のうえ、PCR検査を実施予定)。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、感染者、御家族のプライバシーに格段の御配慮をお願いします。また、施設等への取材についても、円滑な医療体制に支障が生じることのないよう、お控えくださいますようお願いいたします。

健康福祉部健康危機管理課

問合せ先: 上野、福田、山田

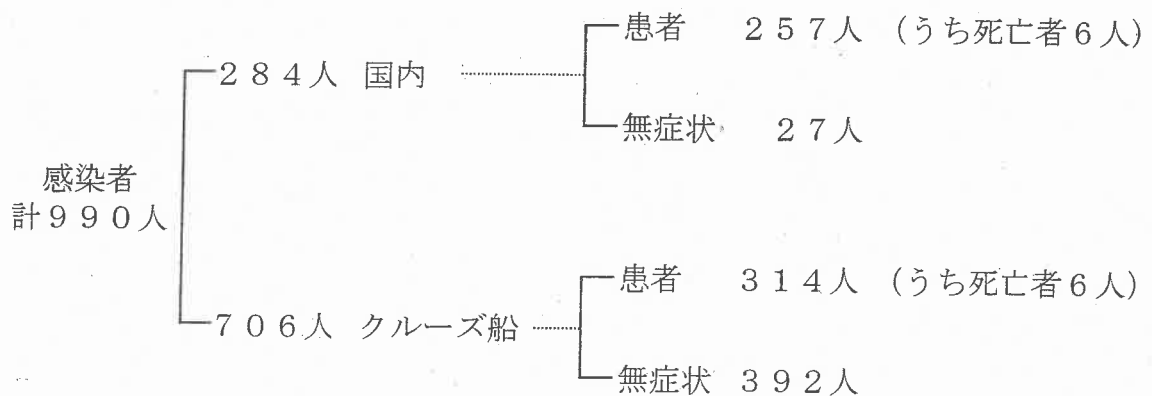
電話: 096-333-2240 (内線: 7080)

新型コロナウイルス感染者の発生状況について

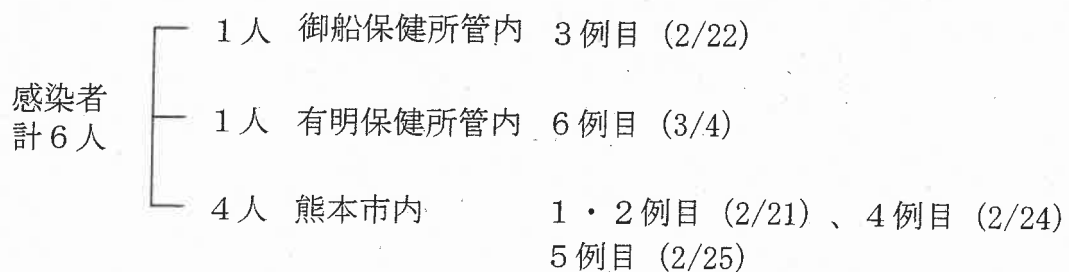
1 全体 ※3月4日時点

国・地域の数：中国、韓国、イタリア、イランなど 79の国と地域
感染者数：93,052人
死亡者数：3,199人

2 日本 ※3月4日時点



3 熊本県 ※3月5日時点



臨時休校中の学習・生活面のサポートについて

令和2年3月5日
教育委員会

臨時休校中の児童生徒や保護者の不安の解消や、学校での学習・生活指導の充実を図るため、県教育委員会では次のとおり、学習・生活面で家庭や学校をサポートする取組みを実施した。

1 「一斉臨時休業（休校）に関する教育総合相談窓口」の設置（3/3 17 時時点）

児童生徒や保護者の不安等に対応するため、各学校及び各市町村教育委員会における相談対応（167 件）に加えて、県教育委員会において教育総合相談窓口（13 件）を設置した。

2 県内の学校の具体的取組事例の収集及び周知

臨時休校中の学習指導や生活指導等の充実に生かしていただくよう、県内の学校から具体的な取組例を収集、とりまとめ、各市町村教育委員会及び各学校に周知した。

○項目：①学習指導、②生活指導、③健康面の指導、④行事関係の工夫（卒業式等）、⑤児童生徒や家庭への連絡方法と状況把握、⑥受け入れ先がない児童生徒への対応

○事例数：約 50 例

3 一斉臨時休校に対する保護者の声に関する Q & A の作成及び周知

臨時休校中の保護者の不安を解消するため、休校中の子供の居場所の確保や家での過ごし方などに関する Q & A を作成し、県 P T A 連合会を通して、各郡市 P T A 連合会事務局及び各学校の単位 P T A に周知した。各市町村教育委員会にも通知するとともに、県、県教育委員会、県 P T A 連合会の各ホームページにも掲載した。

4 臨時休校中に活用できる家庭学習 web コンテンツの紹介

臨時休校中の家庭学習に役立つドリル集や英語の音声集、各種コンテンツ等について、県立教育センターホームページ内に特設ページを設け紹介した。

URL <https://www.higo.ed.jp/center/gakushu-link>

新型コロナウイルス感染症に係る学校への相談状況について

令和2年3月5日
教育委員会、総務部

1 相談件数

内 容		3 / 3 (火) 17時時点 (累計)	
		市町村立学校 (熊本市を除く) (小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校)	県立特別支援学校
学習面		18	3
生活面	健康面	5	5
	生徒指導面	7	0
部活動		1	0
受入れ体制		65	4
今後の臨時休業期間について		2	3
学校行事関係について		18	1
その他		34	1
計		150	17

* 県立中学・高校、私立学校についても、相談窓口は設置しているが、相談件数は0件

2 主な相談と対応例 (○: 相談内容 →: 対応)

【小学校】

(小学校低学年保護者)

○ 放課後学童クラブに登録しておらず、この臨時休業期間中に仕事を休めない日がある。その場合、どこかで受け入れてもらえる施設はないだろうか。

→ 保護者が対応できない木・金に学校で受け入れることとした。市の方針では、受け入れ開始を9時としているが、保護者の事情を鑑み、8時30分から受け入れることとした。

(小学校低学年保護者)

○ 臨時休校になったので、子供を連れて出勤をしているが、子供に特性があり、安心して仕事ができない。学校による児童受入のメールを見たが、金曜日だけでも受け入れてもらえないか。

→ 学校で受け入れることとした。

(小学校中学年保護者)

- 療育機関が11時からの受け入れとなっているので、それまで学校で預かってもらえないか。
- 学校と療育機関で調整して、療育開始まで学校で担任が対応し、療育機関職員が学校に迎えに来ることとした。

(小学校高学年保護者)

- 学校での個別指導をお願いできないか。
- 学習面や生活リズムなど生活面での支援を要する児童であったため、一日2時間の個別支援を行うこととした。

(小学校低・高学年保護者)

- 2、6年生の兄弟がいるが、兄もサポートが必要で、子供二人にするのは心配なので、学校で受け入れてもらえないか。
- 家庭の状況を踏まえ、受け入れるようにした。

(放課後等デイサービス事業所)

- 子供たちを広い所で活動させたいので、運動場、体育館を借用できないか。
- 10人程度の児童が1時間程度、運動場で活動した。

【中学校】

(中学校3学年保護者)

- 受験前で、子供も保護者も不安である。また、受験までどのように学習を進めていけばよいか学習面の悩みを抱えている。
- 学校において担任等が個別に面談をしたり、学習の支援を行ったりしている。

【県立特別支援学校】

(小学部保護者)

- 子どもの学習面が心配なので、宿題を出してほしい。
- 学校において宿題を準備し、担任教員が個別に家庭訪問を行い、対応した。

(中学部保護者)

- 医療的ケアが必要なため預け先に苦慮している。また、仕事も休めないため困っている。学校で子供を預かってもらえないか。
- 休校中においても、引き続き看護師を配置し対応ができる体制をとっており、学校で受け入れることにした。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校臨時休業に伴う 放課後児童クラブの児童の受入状況について

令和 2 年 (2020 年) 3 月 5 日
子ども未来課

1 受入状況 (県内の放課後児童クラブ : 41 市町村、494 クラブ)

月 日	開所クラブ数 (開所率)	登録児童数	受入児童数 (受入率)	うち新規
3 月 2 日 (月)	431 クラブ (87%)	17,517 人	5,368 人 (31%)	9 人
3 月 3 日 (火)	469 クラブ (95%)	18,647 人	5,595 人 (30%)	13 人

※「開 所 率」: 県内 494 クラブに占める開所クラブの割合

※「受 入 率」: 登録児童に占める受入児童の割合

※「うち新規」: 今回の学校休業により新たに受入れが必要となった未登録の児童

2 受入クラブの主な対応

- 教育委員会の非常勤職員等の派遣により、支援員 (補助員) を確保した。
- 給食センター職員の派遣により、臨時的に職員を確保した。
- 学校の体育館等の利用により、実施場所を確保した。
- 学校グラウンドの利用により、児童のストレス解消を図った。
- 今回の学校臨時休業により、保育所の保育士不足も懸念されることから、保育士を配偶者に持つクラブの職員の児童を新たに受入れることで、保育士の欠勤を回避した。

新型コロナウイルス感染症発生に係る緊急要望

令和2年(2020年)3月3日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

提案・要望事項

- 1 「新型コロナウイルス感染症」対策に係る雇用調整助成金の更なる拡充及び要件の緩和
- ※ 更なる拡充の具体的な内容
- ① 助成率の引上げ(大企業 1/2→2/3、中小企業 2/3→4/5)
 - ② 過去に支給を受けその対象期間満了から1年を超えていることとの要件の適用除外
 - ③ 新入社員の解雇防止のため、被保険者期間6か月以上との要件の適用除外
 - ④ 雇用保険の被保険者以外の非正規職員を雇用調整助成金の対象とするかまたは同様の支援策を講じること

【現状・課題等】

- 国において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が出され、小中高などへの臨時休校の要請やイベント等の開催の自粛や地域経済へのダメージを最小限にすることが求められている。こうした中、国では、雇用調整助成金の要件緩和や、小学校等の臨時休校に伴い労働者に有給休暇を取得させた事業主への助成など新しい制度の創設など積極的に対応していただいている状況にある。
- 本県においても感染者が発生しており、小中高などの臨時休校やイベント等の開催が中止、延期している状況から、外国人だけでなく日本人の観光客による宿泊や宴会等のキャンセルが多数発生している。さらに、県民が外出を制限している状況から県内経済活動が縮小傾向にあって、売上高が著しく減少している事業者が多数生じている状況にある。今後、臨時休校に伴い休業者も増加することから、県内企業に対し一層積極的な支援が必要な状況にある。



令和2年3月4日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：松永 久

課長補佐：宮本 淳子

(代表) 03-5253-1111 (内線 5330)

(直通) 03-3502-1718

報道関係者各位

**新型コロナウイルス感染症に係る
雇用調整助成金の特例措置の拡大について**

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の拡大を今後行う予定です。

その概要は、別紙のとおりです。さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【公表資料】

○雇用調整助成金の特例措置の拡大

・・・別紙

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度（大企業：1/2 中小企業：2/3）

- 雇用調整助成金の対象事業主が行う、感染症拡大防止に資する、一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業等も対象となることを明確化。
- 更に、自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ。

第1弾（2月14日～）		拡充案	
	一般的な場合	緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）	
日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業 等 生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒1か月10%以上低下)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒全業種 (2月28日に先行拡充済)	上記の地域に所在する事業主	
被保険者が対象	同左	生産指標要件 →満たすものとして扱う	
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	同左	非正規を含めた雇用者	
計画届の事後提出を認める (1月24日～3月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	4/5(中小)、2/3(大企業)	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃		
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃		

報道資料

令和2年(2020年)3月4日

新型コロナウイルス感染症対策に係る状況

1 感染症患者の状況及び検査件数

(1) 患者の状況(3月4日正午 医療機関から報告)

○60代の男性

大きな変わりはなく、重症も変わりなし

発熱：あり

息苦しさ：あり(軽度)

(2) 検査件数

		3日の検査件数			3日までの合計		
		県検査分	熊本市検査分	県検査分	熊本市検査分		
検査件数		15	7	8	207	92	115
結果	陽性	0	0	0	5 (2%)	1	4
	陰性	15	7	8	202 (98%)	91	111

2 県内学校の臨時休校に伴う対応

(1) 児童の多様な受け入れ先の確保

①放課後児童クラブの開所・受入状況(3月3日現在)

・開所状況：朝から開所469クラブ(全体の95%)

・受入状況：5,595人

②学校の受入状況 別紙1のとおり

(2) 教育総合相談窓口及び学校の相談件数 別紙1のとおり

3 県発注工事及び業務の一時中止措置(3月3日17時現在)

8件

一斉臨時休校に伴う各学校における児童生徒の 受入れ状況及び相談件数について

令和2年3月4日

教育政策課

私学振興課

一斉臨時休校に伴い、本日（3月4日10:00時点）、各学校において受け入れた児童生徒数は401人でした。

また、昨日（3月3日17:00時点）の教育総合相談窓口（教育庁及び各教育事務所、私学振興課）及び各学校において受け付けた相談件数は97件でした。

(内訳)

区分		受け入れた児童生徒数		教育総合相談窓口及び各学校において受け付けた相談件数	
		3/4 (水)	3/2~3/4 累計	3/3 (火)	3/2~3/3 累計
教育総合相談窓口 (教育庁、各教育事務所及び私学振興課)				9件	13件
市町村立学校 * 熊本市を除く	小学校	374人	745人	54件	113件
	中学校	25人	59人	24件	37件
	義務教育学校	0人	0人	0件	0件
	特別支援学校	0人	0人	0件	0件
県立学校	中学校	0人	0人	0件	0件
	高等学校	0人	0人	0件	0件
	特別支援学校	2人	5人	10件	17件
私立学校	中学校	0人	0人	0件	0件
	高等学校	0人	0人	0件	0件
	専修学校高等課程	0人	0人	0件	0件
合計		401人	809人	97件	180件

【問い合わせ先】

義務教育課	村田、徳川（内線 6785、6663）
高校教育課	前田、坂本（内線 6783、6653）
特別支援教育課	宮本、田崎（内線 6668、6648）
私学振興課	帆足、木村（隆）（内線 3209、3210）